



障がい者

☎ 問い合わせ先 ☎ 電話番号 ☎ FAX番号 ⌚ 利用時間 🏠 休館日

身体障害者手帳

身体障がい（視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうまたは直腸機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がい）のある人に対して、各種福祉サービスを受けやすくするための手帳です。障がいの程度によって1～6級までに区分され、提供される各種サービスは、障がい区分・等級などによって異なります。

■申請に必要なもの

- ①申請書
- ②指定医師による身体障害者診断書
- ③写真（4cm×3cm 最近1年以内に撮影した胸から上・無帽のもの）
- ④本人又は代理人の身元確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）

※手続きにはマイナンバーが必要です。

療育手帳

知的障がいのある人に対して、一貫した指導・相談を行ったり、各種福祉サービスを受けやすくするための手帳です。18歳未満の人はこども総合相談センター、18歳以上の人は障がい者更生相談所で判定します。障がいの程度によって5段階に区分され、提供される各種サービスは、障がいの程度によって異なります。

■申請に必要なもの

- ①申請書
- ②写真（4cm×3cm 最近1年以内に撮影した胸から上・無帽のもの）
- ③本人又は代理人の身元確認ができるもの（運転免許証、パスポートなど）

※18歳以上の人は、医師意見書等が必要な場合がありますため、お問い合わせください。

※手続きにはマイナンバーが必要です。

精神障害者保健福祉手帳

精神に一定の障がいがあることを証明する手帳で、各種の福祉サービスを受けやすくなります。障がいの程度によって1～3級までに区分され、提供される各種サービスは、等級などによって異なります。

■申請に必要なもの

- ①申請書
- ②医師による診断書など
- ③写真（4cm×3cm 最近1年以内に撮影した胸から上・無帽のもの）

※手続きにはマイナンバーが必要です。

障がい福祉サービス

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人や知的障がい、精神障がいがあると判定された人、または難病の人のうち、障がい福祉サービスの支給決定を受けた人に介護やリハビリ、就労につながる支援を行い、地域での自立した生活を支援します。

※所得に応じた利用者負担が生じる場合があります。

■サービスの種類

▶居宅介護▶重度訪問介護▶短期入所▶行動援護▶療養介護▶同行援護▶生活介護▶グループホーム▶自立訓練▶施設入所支援▶就労選択支援▶就労移行支援▶就労継続支援▶就労定着支援▶自立生活援助 など

■申請に必要なもの

- ①申請書
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、難病の対象疾患に罹患していることが分かる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）など

③その他必要書類（収入が分かるものなど）

※手続きにはマイナンバーが必要です。

障がい福祉施策

利用できる制度は障がいの種別や等級によって異なります。制度によっては自己負担や所得制限があります。

▶移動支援

▶日中一時支援（日中預かり）▶自立支援医療（手術や治療で障がいの軽減・除去が必要な場合の医療費を給付）⇨P.47 ▶車いすなどの補装具購入費用の支給▶特殊寝台などの日常生活用具の給付▶各種手当▶公共交通機関費用の助成▶自動車改造費の助成▶緊急通報システム機器などの貸与▶訪問型在宅レスパイト事業など

☎（身体・知的障がい、難病の障がい福祉制度）

各区福祉・介護保険課 ⇨P.8～11

☎（精神障がい）

各区健康課 ⇨P.8～11

障がい者への手当

名称	対象	窓口
特別障害者手当	重度の障がいがある20歳以上の人	各区福祉・介護保険課 ⇨P.8～11
障害児福祉手当	日常生活に常時の介護を要する20歳未満の重度障がい児	
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を監護・養育している人	各区子育て支援課 ⇨P.8～11

※所得制限があります。

※施設入所など、場合によっては支給対象外となります。

※手続きにはマイナンバーが必要です。

特別障害給付金

過去に国民年金の加入が任意であったため、加入しなかった期間に障がいを負い障害基礎年金を受けられない人が対象。

■対象者

下記の①または②の人で、任意加入していなかった期間に障がいの初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいに該当する人。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当した人に限られます。

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外です。

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合などの加入者)の配偶者

問 各区保険年金課、各出張所
⇒P.8～11

自立支援医療

次の医療については、医療費の自己負担が1割になります(所得に応じた上限額があります)。

■更生医療

身体障害者手帳を所持する18歳以上の人で、手術などにより障がい部位(呼吸器・ぼうこう・直腸機能障がいを除く)の機能が改善される見込みのある人が、障がいを軽減・除去する手術や治療を指定自立支援医療機関で受ける場合※手続きにはマイナンバーが必要です。

■育成医療

身体に障がいがある18歳未満の人が、障がいを軽減・除去する手術や治療を指定自立支援医療機関で受ける場合※手続きにはマイナンバーが必要です。

■精神通院医療

精神障がい(てんかん含む)のために継続的な通院医療を要する人が、通院による医療を指定自立支援医療機関で受ける場合※手続きにはマイナンバーが必要です。

問 (更生医療)
各区福祉・介護保険課 ⇒P.8～11
問 (育成・精神通院医療)
各区健康課 ⇒P.8～11

重度障がい者医療費助成

市内に居住し健康保険に加入している重度の障がい者を対象に、保険診療の対象となる医療費の自己負担相当額を助成します。身体障害者手帳1・2級、療育手帳重度(A)判定、精神障害者保健福祉手帳1級の人が対象(所得制限あり)。

問 各区保険年金課保険係、入部出張所保険・福祉係、西部出張所保険係 ⇒P.8～11

障がい児入所支援

障がい児入所施設、指定発達支援医療機関などにおいて障がい児の療育や訓練などを行います。施設の概要については問い合わせ先まで。

問 こども総合相談センター
☎ 832-7100 ☎ 832-7830

障がい児通所支援

▶児童発達支援

小学校入学前の障がい児が、日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、集団生活に適応することができるよう必要な支援(並びに治療)等を行います。

▶放課後等デイサービス

小学生～18歳の就学している障がい児が、授業の終了後または学校の休業日に通い、生活能力の向上や社会との交流促進のために必要な支援を行います。

▶居宅訪問型児童発達支援

訪問支援員が、児童発達支援等の支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得に必要な支援等を行います。

▶保育所等訪問支援

訪問支援員が、障がい児が通う保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう必要な支援を行います。※手続きにはマイナンバーが必要です。

問 (未就学の障がい児)
あいあいセンター、東部療育センター、西部療育センター、南部療育センター
⇒P.65
問 (学齢の身体障がい・知的障がい・難病の障がい児)
各区福祉・介護保険課 ⇒P.8～11
問 (学齢の精神障がい・発達障がい児)
各区健康課 ⇒P.8～11

その他の障がい福祉の窓口

■障害基礎年金 ⇒P.19

■後期高齢者医療制度

65～74歳で一定の障がいがある人 ⇒P.41

■市政だより(点字版、音声版、テキスト版)
市長室広報課 ☎ 711-4016 ☎ 732-1358

■点字図書・録音図書・デジ図書の貸し出し
点字図書館 ☎ 852-0555 ☎ 852-0556

障がいに関する相談窓口

区障がい者基幹相談支援センター

専門的知識と経験を有する専任コーディネーターが障がい児・者やその家族から、福祉サービスの利用や、社会参加など地域生活全般に関わる相談に応じ、保健・福祉・医療等サービス事業者などとの連携を密にして、本人に最も適した支援が受けられるようコーディネート(調整)します。

名 称	電話・ファクス	担当小学校区	名 称	電話・ファクス	担当小学校区
東区第1	☎ 607-3651 ☎ 607-3652	勝馬、西戸崎、志賀島、奈多、三苦、和臼、美和台、和臼東、香椎、香住丘	南区第2	☎ 555-2461 ☎ 555-2462	野多目、三宅、日佐、高木、宮竹、横手、弥永、弥永西、鶴田、老司
東区第2	☎ 692-2744 ☎ 692-2745	香陵、千早、千早西、舞松原、若宮、青葉、多々良、八田、香椎下原、香椎東	南区第3	☎ 401-0016 ☎ 401-0089	西花畑、東花畑、長住、長丘、西長住、柏原、花畑
東区第3	☎ 292-5604 ☎ 292-5607	香椎浜、城浜、照葉、筈松、松島、名島、箱崎、東箱崎、馬出、照葉北、照葉はたき	城南区	☎ 874-7907 ☎ 874-7910	城南、鳥飼、別府、金山、七隈、片江、南片江、堤、堤丘、西長住、田島、長尾
博多区第1	☎ 409-2478 ☎ 409-2479	千代、博多、堅粕、東光、住吉、春住、東住吉、東吉塚、吉塚	早良区第1	☎ 847-2764 ☎ 847-2765	高取、室見、大原、小田部、原、原北、飯倉、飯倉中央、飯原、西新、百道、百道浜
博多区第2	☎ 589-6292 ☎ 589-6293	月隈、東月隈、席田、板付、板付北、那珂、宮竹、弥生、三筑、那珂南	早良区第2	☎ 707-7774 ☎ 707-7784	有住、原西、有田、賀茂、入部、四箇田、内野、早良、脇山、田隈、田村、野芥
中央区	☎ 738-3314 ☎ 738-3340	当仁、福浜、南当仁、舞鶴、赤坂、警固、高宮、春吉、草ヶ江、笹丘、鳥飼、小笹、平尾	西区第1	☎ 885-5060 ☎ 885-5065	愛宕、愛宕浜、小呂、能古、姪北、内浜、玄界、福重、姪浜、城原、西陵、石丸、下山門
南区第1	☎ 559-1929 ☎ 559-1931	塩原、玉川、筑紫丘、東若久、大池、若久、大楠、西高宮	西区第2	☎ 806-5259 ☎ 834-2063	壱岐南、金武、今宿、今津、北崎、玄洋、壱岐、壱岐東、周船寺、元岡、西都、西都北

こども療育相談

障がい児の地域での生活を支えるために、児童発達支援センターなどの利用に関する相談、在宅療育に関する相談、各種福祉サービスを利用するための援助、調整や専門機関の紹介などを行っています。

■あいあいセンター

(心身障がい福祉センター) 相談電話

☎ 737-8771 ☎ 737-8772

■東部療育センター相談電話

☎ 410-8151 ☎ 691-3510

■西部療育センター相談電話

☎ 883-7186 ☎ 883-7163

■南部療育センター相談電話

☎ 558-4859 ☎ 558-4835

発達障がいに関する相談

自閉症や学習障がいなどの発達障がい児・者や家族などの相談をゆうゆうセンター(発達障がい者支援センター)で受け付けています。

■ゆうゆうセンター

(発達障がい者支援センター)

☎ 753-7411 ☎ 753-7412

☎ 月～金曜 9:00～17:00

(祝日、年末年始を除く)

障がいのある児童生徒の教育相談

⇒P.37

障がい者への就労支援に関する相談

⇒P.52

障がい者の住まいに関する相談

⇒P.24

ろうあ者相談

博多区にろうあ者相談員を、全区に手話通訳者を配置しています。

区福祉・介護保険課内専用FAX

東区 ☎ 631-2191

博多区 ☎ 441-1701

中央区 ☎ 715-5010

南区 ☎ 512-8811

城南区 ☎ 822-0911

早良区 ☎ 831-5723

西区 ☎ 881-5874

■聴覚障がい者情報センター

聴覚障がい者等の各種相談に応じます。また、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の派遣も行います。

☎ 9:00～17:00

☎ 土・日曜、祝日、12/29～1/3

▶聴覚障がい者相談(原則予約制)

☎ 718-1724 ☎ 718-1710

☎ center-soudan@c-fukushin.or.jp

▶手話通訳者派遣

☎ 718-1723 ☎ 718-1718

☎ center-haken@c-fukushin.or.jp

▶要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員派遣

☎ 718-1724 ☎ 718-1710

☎ center-haken02@c-fukushin.or.jp

障がい者 110 番

身体障害者福祉協会内に常設相談窓口を設置しています。障がい者の権利擁護や差別解消にかかる相談等に対応するため、弁護士などによる定期相談や専門相談を行います。

☎ 738-0010 ☎ 791-7687

☎ shougai110@c-fukushin.or.jp

☎ 月～金曜 9:00～17:00(第2・4木曜は12:00～20:00)(留守番電話、ファックスは24時間受付)

障がい者虐待に関する相談

■福岡市障がい者虐待通報・届出専用ダイヤル

☎ 711-4496 ☎ 738-3382

☎ gyakutai@fc-swc.org

☎ 24時間 年中無休

こころの健康 専門相談

専門電話相談

■アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症及びひきこもり

☎ 火・木曜、第1・3水曜 10:00～13:00
(祝日、年末年始を除く)

■発達障がい、性的マイノリティ

☎ 第1・3水曜 10:00～13:00
(祝日、年末年始を除く)

☎ 精神保健福祉センター

☎ 737-8829

専門医による面接相談(要予約)

■アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症

☎ 月2回午後
(祝日、年末年始を除く)

■ひきこもり

☎ 月1回金曜午前
(祝日、年末年始を除く)

☎ 精神保健福祉センター

☎ 737-8829

予約 火・木曜、第1・3水曜 10:00～13:00
(祝日、年末年始を除く)

障がい者関係施設

あいあいセンター(心身障がい福祉センター)

東部療育センター

西部療育センター

南部療育センター

ゆうゆうセンター(発達障がい者支援センター)

精神保健福祉センター

よかよかルーム(ひきこもり成年地域支援センター)

さん・さんプラザ(障がい者スポーツセンター)

ふくふくプラザ(福岡市市民福祉プラザ)

■施設詳細

⇒P.65

障がい者フレンドホーム

障がい者が文化活動を通して、自らが生きがい高めるとともに、豊かな日常生活を創造するために各種教室を行っています。

■東障がい者フレンドホーム

〒813-0062 東区松島 3-15-2

☎ 621-8840 ☎ 621-8863

☎ 9:00～18:00

☎ 月曜、祝日、12/29～1/3

■博多障がい者フレンドホーム

〒812-0857 博多区西月隈 5-6-1

☎ 586-1360 ☎ 586-1397

☎ 9:00～18:00

☎ 月曜、祝日、12/29～1/3

■中央障がい者フレンドホーム

〒810-0073 中央区舞鶴 1-4-13

☎ 753-6776 ☎ 753-6777

☎ 9:00～18:00

☎ 月曜、祝日、12/29～1/3

■南障がい者フレンドホーム

〒815-0031 南区清水 1-16-22

☎ 541-5858 ☎ 541-5856

☎ 9:00～18:00

☎ 日曜、祝日、12/29～1/3

■城南障がい者フレンドホーム

〒814-0143 城南区南片江 2-32-1

☎ 861-1180 ☎ 861-1123

☎ 9:00～18:00

☎ 月曜、祝日、12/29～1/3

■早良障がい者フレンドホーム

〒814-0001 早良区百道浜 1-4-1

☎ 847-2761 ☎ 847-2763

☎ 9:00～18:00

☎ 月曜、毎月最終日曜、12/29～1/3

■西障がい者フレンドホーム

〒819-0005 西区内浜 1-5-54

☎ 883-7017 ☎ 883-7037

☎ 9:00～18:00

☎ 月曜、祝日、12/29～1/3